

コミュニケーション総合支援策の構築に向けた他制度利用や整合性の検討

研究分担者 井村 保(中部学院大学)
研究分担者 巖淵 守(東京大学先端科学技術研究センター)
研究協力者 近藤 武夫(東京大学先端科学技術研究センター)
研究協力者 高木 憲司(和洋女子大学)

研究要旨:

神経筋疾患患者等の進行性難病患者におけるコミュニケーション支援は、障害固定のある身体障害者を対象にした現在の障害者福祉施策のみでは十分な対応が出来ないことがあり、総合的な支援策の策定が望まれる。そのため、物的・人的の両側面からの支援を併せ持つ総合的な支援策のために、国内の関連制度や、合理的配慮の動向、海外事情の各方面から現状の課題を整理した。

機器においても制度においても既存のものを有効活用することで、一定の効果をもたらす場合もあるが、十分な実施状況とは言えない。今後、障害者差別解消法の施行に伴い、個人のニーズに基づく供給制度にも社会モデル評価の考え方は不可欠になると考えられる。

A. 研究目的

現在の障害者福祉施策におけるコミュニケーション支援制度は、障害固定のある身体障害者を対象に一定期間にわたり継続利用できる装置の給付や、特定の技能を有する支援者の派遣等がある。

しかし、病状の進行に伴い身体機能が変化する神経筋疾患患者等の難病患者においては、進行を見据えつつ、その時に必要な物的・人的の両側面からの支援が必要になる。しかし、現行制度では十分な対応が出来ないことも少なくない。そのため、物的・人的の両側面を併せ持つ総合的な支援策の策定が望まれるが、他の障害との整合性も考慮する必要がある。

そこで、本研究では、国内の関連制度や、障害者差別解消法の施行に伴う合理的配慮の動向、海外事情の各方面から現状の課題を示唆することを目的とする。

B. 研究方法

現行の障害者福祉制度にとらわれることなく、国内外の支援制度やその動向を比較するために、次の3つのテーマを設定する。そして、各分野に精通する研究分担者・研究協力者により、各

分野の現状と課題をとりまとめて、それらを総合的に比較し、制度の具体化に向けた論点を整理する。

(1) 障害者福祉施策におけるコミュニケーション支援に係わる関連制度の現状

現在の障害者福祉制度を中心とした、コミュニケーション機器をはじめとした福祉用具に関する物的支援、コミュニケーションを円滑に実施できるための人的支援の2つの側面から、関連制度をリストアップする。

そして、それらの制度の概要とともに、進行性の難病患者等が利用する際の課題等をまとめる。

(2) 海外におけるICTベースのコミュニケーション支援製品と制度の動向が

急速に進化するICT端末をベースとしたコミュニケーション機器は、国内外ともに福祉用具としての専用機器から市販端末の利活用へとその実情が変化してきている。

そこで、海外での流通や供給制度の現状を整理することで、今後の制度の在り方を提起する。

(3) 合理的配慮の観点から見た機器利用の適格性判断について

障害者差別解消法が施行されると、障害者個

人のニーズに対応する合理的配慮に基づく考え方で、本人が必要とする用具が、教育場面であれば学校側と協議を経て用意されることになる。

今後、合理的配慮の考え方が浸透するに従い、福祉用具の給付主体である自治体にも、社会モデルに基づく判断が要求される可能性がある。そこで、合理的配慮での対応をまとめることで、その判断方法を整理する。

C．研究結果

各分野の現状と課題のとりまとめは、資料として添付する（本分担報告書の巻末）。なお、各分野の中心的課題は、以下の通りである、

（１）障害者福祉施策におけるコミュニケーション支援に係わる関連制度の現状

コミュニケーション支援のための人的支援に関しては、自治体の判断で実施できる地域生活支援事業を有効に活用することで、様々な制度が弾力的な運用を行うことが出来るようになってきている。しかし、任意事業であるものを多く、自治体で実施の有無が異なっている。

そのため、法制度上は多くの制度を横断的に利用した総合的な支援も可能であるが、現状ではそれが可能な自治体はないといえる。

（２）海外におけるICTベースのコミュニケーション支援製品と制度の動向

海外においてもタブレット端末を用いたコミュニケーション機器（アプリ）への移行は進んでいる。そして、その供給制度については、米国では原則として一般向けのICT機器が助成とならないが、機能制限を加えて認められるケースもみられる。対極的に、機器の選択やサービス内容の決定に柔軟性がある。

このような現状の下、多くの障害者・児がコミュニケーション機器を容易に試用・入手する機会は増加するが、より高い専門性が要求される重度の障害者に対する、支援技術や人材育成も求められる。

（３）合理的配慮の観点から見た機器利用の適格性判断について

合理的配慮は、何らかの便宜の提供を求める障害者と、そこに関係する利害関係者が、その便宜の実施の可否と具体的実施方法について合意形成できるように調整するプロセスとされて

いる。これは、現行の福祉用具の供給制度のように、医学モデルを中心とした決定プロセスとは異なり、社会モデルの評価に近いといえる。

D．考察

現行制度を有効に活用できる法的根拠があったとしても、それを実行する自治体の実施状況の相違は、各自治体が、旧制度時代（障害者自立支援法施行以前）と、現在の社会における現状の相違を理解して、必要な支援が何かを見直すか否かにも影響するといえる。

コミュニケーション活動という目的達成のためには、既存技術を有効活用することで、専用機器の利用にも劣らない効果をもたらす場合もある。それは、従来の想定とは異なる対象者にも有効な場合もある。今後、障害者差別解消法の施行に伴い、福祉用具の供給制度にも社会モデル評価の考え方は不可欠になると考えられる。

E．結論

社会モデルを想定したコミュニケーション支援を考えると、本人のニーズだけでなく、社会における物流や生活基盤の変化も踏まえて検討する必要があるとともに、容易な方法で代替できる障害とできない障害を見極めて、それぞれに必要な支援を提供できる制度の策定も必要である。そのため、社会的な合意を得られるように、既存制度の拡充を踏まえつつ、横断的な対応のためには、スクラップ&ビルトも念頭に置いた制度設計が求められる。

F．健康危険情報

（統括研究報告書にまとめて記載）

G．研究発表

（１）論文発表

なし

（２）学会発表

なし

H．知的所有権の出願・登録状況

なし

（本研究に関しては、申告すべきCOI（利益相反）状態はない。）

障害者福祉施策におけるコミュニケーション支援に係わる関連制度の現状

井村 保(中部学院大学)

高木 憲司(和洋女子大学)

重度障害者用意思伝達装置(以下、意思伝達装置)の支給に限らず、現在の障害者福祉制度におけるコミュニケーションを保障する機器の給付や、それを利用するための人的支援に関する制度は、多岐にわたる。

意思伝達装置の利用支援においても、各制度の横断的な利用も有効であるが、総合的な支援策を検討するにあたっては、関連制度との整合性も考慮する必要がある。

そのため、関連制度とそこでの関連する具体的対応について整理することで、論点の具体化を試みる。

1. 補装具

障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)における個別給付の義務的経費として対応されるものである。平成18年10月の障害者自立支援法(現、障害者総合支援法)の二次施行時より、重度障害者用意思伝達装置も補装具費支給対象となった¹⁾。

補装具は、障害者総合支援法施行規則(旧、障害者自立支援法施行規則：平成18年2月28日 厚生労働省令第19号、最終改正：平成25年1月18日 厚生労働省令第4号)第六条の二十では、「法(=障害者総合支援法)第五条第二十四項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。」とされている。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又

は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

これは、障害固定を原則とした身体障害者を対象として始まった制度であることを踏まえると妥当であるが、意思伝達装置のように筋萎縮性側索硬化症(amyotrophic lateral sclerosis; ALS)等の進行性神経筋疾患患者が対象の場合には、「同一の製品につき長期間に渡り継続して使用」が出来ない場合も多いことが検討課題である。

これらの進行性疾患等に対応する方策の一つとして、補装具の貸与方式導入が考えられる。実際、厚生労働省平成20年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)において「補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業」²⁾、平成26年度障害者総合福祉推進事業において「補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制構築の在り方等に関する研究」³⁾を、公益財団法人テクノエイド協会が実施している。

2. 日常生活用具

障害者総合支援法においては、市町村地域支援事業の1つとして実施されている必須事業である。平成18年9月29日厚生労働省告示第529号により、コミュニケーション関係の用具は「情報・意思疎通支援用具」という種目の中に含まれ、意思伝達装置に準ずるものとしては、「携帯用会話補助装置」や「情報通信支援用具」(障害者向けのPC周辺機器や、アプリケーションソフト)が例示されている¹⁾。

なお、この時の補装具・日常生活用具の再編・移行の中では「パソコン」は一般的に普及している製品であるという判断により、日常生活用具の対象外とされた。しかし、平成13(2001)年度～平成17(2005)年度の5カ年限定で「情

報バリアフリー化支援事業」が施行された。これは視覚障害または上肢障害をもつ障害者に対するパソコン入出力装置について障害者が情報機器を使用するには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入費用の一部助成するものである。

この制度は時限措置であったが、PCの活用は発話・筆記の代替にとどまることなく、視覚障害または上肢障害をもつ障害者にも情報バリアフリーを実現する手段として有効であることを認めたことによる制度といえる。この制度では、PC本体に対する公費負担（給付）は認められずに、障害に起因して必要となるPCの特殊な入出力装置についてのみが対象であった。

これは、これまでは、福祉用具は一体化した製品として可否を判断してきたものが、汎用品と専用品の組み合わせで構成され、それが有効であることを認めたことによる画期的な対応だったといえる。また、期限後には、障害者自立支援法が施行され、事実上、この制度は、「情報・意思疎通支援用具」の種目に引き継がれた⁴⁾。

表 C A に対する公的給付制度の変遷

携帯用 会話補助装置	意思伝達装置	ワープロ ⇒ PC 等	PC周辺機器
音声言語障害	音声言語・ 肢体重複障害	肢体（上肢） 障害	肢体（上肢） または視覚障害
日常生活用具 (1994年～)	日常生活用具 (1993年～)	(かな文字タイ プライター) ワープロ (1989年～)	情報バリアフリー化 支援事業【時限立法】 (2001-05年)
(継続中)	補装具 (2006年～)	(2006年廃止、 一部を除く)	日常生活用具 (2006年～)

現行制度：障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）による対応

日常生活用具給付等事業は、地域の实情に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業であり、補装具のような身体障害者更生相談所による判定が不要であるが、給付対象者や物品の内容等については実施主体である市町村判断に係る部分が大きく、また、補助金という性格上予算の範囲内での給付となる傾向が強いことから、各市町村で給付内容に差が生じることが懸念される。

3. 障害者IT総合支援事業

障害者総合支援法においては、都道府県地域支援事業の1つとして実施されている任意事業である。情報バリアフリー化の推進については、障害者基本計画において、ITの活用により積極的に推進することとされていることから、各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる「障害者ITサポートセンターの設置・運営」や、「パソコンボランティア養成・派遣等」を総合的に行うことが求められているものである。

意思伝達装置にかかる利用支援のうち、入力スイッチの適合等の医学的な評価を伴わない、ソフトウェアの設定やカスタマイズ、基本的操作方法の指導等は、この制度でも対応可能といえる。しかしながら、ITスキルのみならず難病等の特性を理解が必要なことから、支援者（通称、パソコンボランティア）は手話通訳者等と比較して十分に育成されているとは言えない。

平成26年3月7日：障害保健福祉関係主管課長会議資料⁵⁾によると、平成24年度において「障害者IT総合支援事業」の実施率は39/47(83.0%)、「障害者ITサポートセンター運営事業」は26/47(55.3%)が現状である。

4. 意思疎通支援事業

平成25年4月1日から施行された障害者総合支援法において市町村地域支援事業として実施される必須事業である。それ以前の障害者自立支援法では、コミュニケーション支援事業とされていた。厚生労働省のホームページ⁶⁾では、

1 意思疎通支援とは

これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いていましたが、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。そのため、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈

できるようにしています。

とされている。また、平成26年3月7日：障害保健福祉関係主管課長会議資料⁵⁾によると、

なお、意思疎通を図ることに支障がある、あらゆる障害者に対する支援が可能であるため、知的障害、失語症、高次脳機能障害、重度の身体障害者など意思疎通が困難な者に対する支援についても意思疎通支援事業で実施可能であり、事業実施について配慮されたいこと。

とされ、「失語症会話パートナー派遣事業(四日市市)」が紹介されている。同様に考えると、視覚や聴覚障害者以外の新たな対象として、ALS患者のコミュニケーションの確保に必要な支援者の養成・派遣も対象になりうると考えられる。

5. 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について

平成23年7月1日保医発0701第1号(保険局医療課長通知)「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」において、

1. 看護に当たり特別なコミュニケーション技術が必要な、重度のALS患者(声以外の伝達手段と発話を併用している者又は実用的発話を喪失している者をいう。以下同じ。)の入院において、入院前から支援を行っている等、当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者(以下「支援者」という。)が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。

とされている。これは、「意思疎通を円滑に行うために、特別なコミュニケーション技術が必要な重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションの支援」の必要性からの特別の対応といえる。また、入院におけるコミュニケーション支援が、診療報酬との二重給付とはならないとの判断は画期的であり、重度障害者にとって朗報である。

ただし、費用の負担は医療保険ではないことから、介護保険や重度障害者訪問介護等によるヘルパー等の派遣の対象になりうる。しかし、自治体における認知度も低い上、補助金である

地域生活支援事業での対応のため、財政力の低い自治体では支給量を制限せざるをえない現状があり、その場合は患者の自己負担となる。

実際、三重県難病医療連絡協議会の拠点病院および協力病院(計19施設)中、16施設からの回答で、重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援事業の実施経験は1施設にとどまり、6施設は聞いたことはあるが概要がわからない、7施設は聞いたことがないと回答だった⁷⁾。また、みえALSの会(患者会)で同意を得られた15名を対象とした調査では、療養者の認識は低かったほか、利用希望しても自治体から前例がないと回答されて使用できなかった例があった。(参考情報:2市町/29市町で実績あり。)

そのため、4. 意思疎通支援事業による対応について周知され取り組みが拡大されることが期待される。しかしながら、手話通訳等の先行事業においても特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業は広域的な対応が必要なことから都道府県の必須事業とされているように、対応できる人材の不足も懸念される。

このとき、実際に文字盤等でコミュニケーションを仲介する支援者が不足するのであれば、意思伝達装置等のコミュニケーション機器の利用支援も代替策となりうると考えられる。

6. 福祉用具の使用等に関する訓練

意思伝達装置の利用においては、機器本体やスイッチなどの装置の入手だけでなく、同期決定を確実にするためのスイッチ適合と、日常生活では極めて特殊な同期決定による走査入力方式の習得のための訓練という複数の支援が求められる。特に、走査入力方式におけるスイッチ入力は、随意に操作ができることだけでなく、同期決定を行うためには、確実なタイミングで同期入力できることが必要である。

スイッチ適合は、医療機関を受診している場合や訪問リハビリテーションを受けている場合になどには、作業療法士が実施している場合が多い。これは、平成22年4月30日医政発0430第1号(医政局長通知)「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」において、

(2) リハビリテーション関係職種

2) 作業療法の範囲

(中略)

以下に掲げる業務については、理学療法士及び作業療法士法第2条第1項の「作業療法」に含まれるものであることから、作業療法士を積極的に活用することが望まれる。

(中略)

- ・福祉用具の使用等に関する訓練

(中略)

が明記されたことから適切な対応といえる。意思伝達装置も福祉用具であり、これを活用して社会的適応能力の回復を図ることも、リハビリテーション(作業療法)の一環と位置づけられる。ただし、医療機関においてリハビリテーションを実施する場合は、医師のリハビリテーション処方が必要であることから、専門医・主治医においては適切な時期での情報提供に加えて、操作訓練の一環としてスイッチ適合評価のリハビリテーション処方が求められる。

また、在宅療養生活が長い場合など、日常的に医療的支援を受けていない場合等では、業者やボランティアがスイッチ適合を行う場合もある。このとき、これらの支援者が十分に経験のない場合や身体特性を十分に理解していない場合には、病状の進行に伴う再適合の機会を逸する場合もある。そのため、レスパイト入院等の機会に併せて、スイッチの再適合等を実施することも有効と考えられる。

7. 介護保険法における福祉用具貸与

意思伝達装置の主たる利用者であるALS患者は、介護保険法における特定疾病でもあり、40歳以上の被保険者(2号被保険者)として、介護保険サービスの対象者となりうる。

介護保険法における福祉用具の提供は、原則として貸与であり、必要に応じて必要なものを利用することが可能である。現在のところ、対象種目の中にコミュニケーション機器は含まれていない。

しかし、適切なコミュニケーション手段の確保・維持は、患者本人の生活の質(quality of life; QOL)の向上に加え、意思の疎通は介護者の負担軽減にもつながることから⁸⁾、介護保

険法の趣旨から外れるものではない。また、1. **補装具**で述べたように、障害固定のない進行性神経筋疾患患者を特定疾病に指定していることも考えると、コミュニケーション機器も介護保険福祉用具の対象とすることも有効と考えられる。

参考・引用資料

- 1) 厚生労働省ホームページ：福祉用具
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/ogu/index.html
- 2) (公財)テクノエイド協会：「補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業」報告書、http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html
- 3) 厚生労働省ホームページ：平成26年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧、
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049574.html>
- 4) 井村保：新しいコミュニケーション機器としてのIT/UD機器の活用における公的支給制度の諸問題の検討．中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要15、51-61、2014
- 5) 平成26年3月7日：障害保健福祉関係主管課長会議資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryoku/index.html
- 6) 厚生労働省ホームページ：意思疎通支援 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihooken/sanka/shien.html>
- 7) 成田有吾、中井三智子：ALSのレスパイト入院に関する三重県の医療機関と患者側の認識、厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等克服研究事業(難治性疾患等政策研究事業(難治性疾患政策研究事業)))「難病患者への支援体制に関する研究(研究代表者：西澤正豊)」分担研究報告書、2015
- 8) 西田美紀：在宅ALS患者の身体介護の困難性 - ホームヘルパーの介護経験から -、Core Ethics、9、199-210、2013
(ホームページは、2015年3月10日確認)

海外におけるICTベースのコミュニケーション支援製品と制度の動向

巖淵 守（東京大学先端科学技術研究センター）

1. 海外におけるコミュニケーション支援製品の動向

タブレット端末やスマートフォンなど、一般向け ICT 端末で利用できるコミュニケーション支援製品が海外で急速に増えている。一般向けの ICT をベースとして、カメラやインターネット機能、アクセシビリティ機能など、それらが標準的に備える機能を活用し、デザイン的にも優れた製品が多数登場してきている。福祉機器展における展示ブースやセミナーで見かける人だかりからも、こうした ICT ベースの製品に対する人々の関心の高さが伺える。

しかし、福祉機器展におけるコミュニケーション支援製品の展示数は、全体で見ればこれまで大きく減少してきた。例として世界最大級の国際福祉機器展の1つであり、毎年秋にドイツのデュッセルドルフで開催される REHACARE

International における出展企業数の変遷を表1に示す。リーマンショックに代表される世界的な経済低迷の影響により、2008年以降、出展社数の減少傾向が続いたが、昨年、総出展数は大幅な回復を遂げた。コミュニケーション支援製品も同様の経過をたどったものの、2014年時点の出展社数は、2007年当時の半数程度に過ぎない。

コミュニケーション支援製品の出展数の減少については、主に3つの要因が考えられる。

第1に、上記一般向け ICT をベースとした製品が増え、従来のコミュニケーション支援機器を販売する企業の数が増えたことがあげられる。新しい製品の多くが、一般向けの ICT 端末をハードウェアとして利用するため、アプリ単体となった製品の多くは、従来に比べて1~2桁も小さい価格に設定されている。しかも、利

表1 REHACARE International 2007~2014 での出展企業数
(重複有り、「安全・見守り」の分類は2008年より廃止、2012年は調査データなし)

製品分類	出展企業数						
	2007	2008	2009	2010	2011	2013	2014
日常生活エイド	23	22	47	58	41	55	73
食事	17	22	27	29	32	34	37
介護	94	91	79	101	72	90	127
移動	371	381	235	316	281	285	414
コミュニケーション	140	122	73	85	49	54	72
住宅	149	57	140	161	140	141	188
安全・見守り	7						
教育・訓練	13	21	33	35	33	31	33
就労	59	47	60	67	49	52	62
リハビリテーション	82	65	98	113	104	118	139
補装具	36	23	28	24	30	26	37
看護・医療ケア	256	214	153	184	155	162	189
衣服	24	24	31	39	35	33	44
余暇・スポーツ	16	10	27	29	40	37	45
旅行	23	22	45	48	47	51	63
団体・組織	26	26	111	114	83	97	123
その他のサービス	42	43	48	53	49	47	57
子どものエイド		97	86	117	99	101	138
総出展数	805	753	739	801	666	703	910

用者は、それらの製品を代理店経由ではなく、直接 App Store 等のインターネット上のサイトから入手できるようになった。このように、コミュニケーション支援製品の入手形態が変わりつつあり、それが、多くの企業の合併をもたらしている。2013 年には、コミュニケーション支援機器のパイオニアとして長年この分野を先導してきた英国 Toby Churchill 社が、スウェーデンの Abilia 社の傘下に入り、2014 年にも、米国の DynaVox 社が、スウェーデンの Tobii 社によって吸収合併された。

第 2 の要因としては、コミュニケーションエイドやスイッチ等の周辺機器の多くがすでに医療・福祉機関や学校で知られており、カタログからそれらを選んで購入するケースが増えたことがあげられる。新たな製品を投入しない限り、積極的に企業が福祉機器展に出展する必要性は減りつつある。

第 3 の要因としては、コミュニケーションの形態の変化がある。メールや SNS を介したコミュニケーションに代表されるように、近年、対面での音声会話とは異なるコミュニケーション方法の役割が増したことがあげられる。この点についても、身近な一般向け ICT が利用され、今後その範囲が拡大することが予想される。

さて、具体的には、どのようなコミュニケーション支援製品が新たに登場してきたのであろうか。以下では、2013・2014 年の海外の国際福祉機器展で新たに見かけたコミュニケーション支援製品の代表的なものを紹介する。これらを含め、コミュニケーション支援に関する新製品のほとんどはタブレット端末など、一般向けの ICT 機器に対応した製品であった。

・「GoTalk Now」Attainment 社（米国）
（<http://www.attainmentcompany.com/products/apps>）
長年専用ハードウェアとともに販売されてきた GoTalk の iPad 版。\$80。機能が制限された無料版もある。

・「AutisMate 365」SpecialNeedsWare 社（米国）
（<http://www.autismate.com/>）
自閉症児向けの AAC・スキルトレーニングアプ

リ。写真やビデオを取り込み、任意の位置にタップできるエリアを設定でき、それらをリンクすることが可能。App 内課金。

・「Scene & Heard」TBox Apps 社（英国）
（http://www.tboxapps.com/scene_and_heard.aspx）

上記「AutisMate」と同様の機能を持つアプリ。スイッチアクセスも可能。£34.99

・「HIMS Chat」HIMS International 社（韓国）
（<http://www.himsintl.com/>）

盲ろうの人との無料のコミュニケーション支援アプリ。Braille Sense などの点字ディスプレイのついた端末と iOS デバイスとの間でのチャットを可能にする。

・「Tecla Shield DOS」Komodo 社（カナダ）
（<http://gettecla.com/>）

iOS、Android 端末用無線（Bluetooth）スイッチインタフェース。\$349。

・「Keedogo」、「Keeble」AssistiveWare 社
（オランダ）

（<http://www.assistiveware.com/products>）
iOS 8 の機能拡張のキーボード。\$1.99～9.00。

・「Abilipad」AppyTherapy 社（米国）
（<http://appytherapy.com/>）

カスタマイズできるオンスクリーンキーボードアプリ。\$19.99。

・「CoughDrop」CoughDrop 社（米国）
（<https://www.mycoughdrop.com/>）

ウェブベースのコミュニケーションエイド。Beta 版の間、無料。

・「Lightwriter Swift」Toby Churchill 社
（英国）

（<http://www.toby-churchill.com/products/lightwriter-swift/>）

小さなジョイスティックを使い、単語を選択しながら発話文をつくる専用機。£2,395。

2. コミュニケーション支援機器供給の状況

ここでは、米国、英国、デンマークを例に、海外におけるコミュニケーション支援機器供給の状況について紹介する。一般向けの ICT をベースとした製品に対する制度上の変更はまだ見られないが、利用者が増える中、その対応に向けた議論が多く聞かれるようになってきている。

米国においては、個人用のコミュニケーション支援機器の評価・提供に Medicaid や Medicare などの公的な保険による給付と一般の保険会社からの補助システムが存在し、保険が支援機器供給に大きな役割を果たしている。これらの保険が助成する対象は、会話補助機能のみを有する専用機に限られ、原則 iPad 等の一般向けの ICT 機器は助成の対象とはならない^(1, 2)。しかし、近年、機能制限することでそれら一般向けの機器を専用機として提供する機関や⁽³⁾、助成対象として保険が認めるケースも登場している⁽⁴⁾。ただし、保険へ申請する際には、その支援機器が必須であり、選択肢の中で最適であることが明記された専門家によって作成された理由書 (Letter of Justification) が必要となり、その取得時に ICT ベースのコミュニケーション製品が選択されないケースも少なくない。

英国では、国民医療制度 (NHS: National Health Service) をベースに、国が主体となり支援機器を給付している。コミュニケーション支援機器の提供は、子どもに対しては教育部門を通じて、成人に対しては保健部門を通じて行われる。NHS が提供する AAC 評価サービスの他、Oldham や Oxford にある ACE センター、Edinburgh にある CALL Scotland など、地域での評価サービスを行っている機関がある。こうした支援があるものの、公的な予算は限られるという問題や手続きの負担から、チャリティを通じて機器を入手する人や、個人的に機器購入する人も多数おり、一般向け ICT 端末やそのアプリの利用者の多くもそこに含まれる。また、支援機器に関する政策が国の財政に直接的に関与することから、支援機器の利用がもたらす経済効果についてもエビデンスが求められている^(5, 6)。

デンマークにおける支援機器の提供は、福祉

サービス法 (Social Services Act) の下、各地方自治体が支援機器の提供サービスを行っている⁽⁷⁾。同じく地方自治体が支援機器の提供を行うスウェーデンと比較すると、デンマークでは、機器の選択やサービス内容を決定するプロセスの柔軟性に特徴がある。スウェーデンにおいては、サービスの質を保障するために詳細なルールを決める傾向が強い一方、デンマークにおいては、貸与対象となる定まった機器リストもなく、ルールは大枠の部分でとどめ、専門家が利用者のニーズを適切に読み取った上で具体的なサービス内容を決定することが目指されている。そのために、必ずではないものの iPad 等の ICT の利用も検討の対象となり得、また、支援技術関連機関による専門家教育が重視されている。

3. 今後の制度の在り方

身近にある一般向けのタブレット端末やスマートフォンを利用するコミュニケーション支援製品が急速に増える中、こうしたアプリ等、安価な製品への制度対応に関する議論が、専門家の間で多く聞かれるようになった。一方で制度の調整が進むよりも先に、こうした一般の ICT 端末を利用する安価な製品の利用者が増えている。上記3カ国においても、安価なコミュニケーション支援アプリ、さらにはそれを載せる一般向けタブレット端末本体も制度の対象となりうる場合が生まれてきているが、本格的な議論はこれからである。

言語聴覚士をはじめとする専門家からは、これらの新しいアプリの機能は限定的である、多機能にするためには複数のアプリを組み合わせ使用しなければならず使いにくい、専用製品に見られる環境制御の機能を備えていないなど、現状では必ずしも既存製品の代替とはならないとの指摘もある。しかし、アプリとともにそれが動作する iPad 等の端末の入手のしやすさや、支援の得られやすさなどから、利用者やその家族の多くが、これら新しく安価なアプリ製品に対して大きな期待を寄せている。また、手元にある端末ですぐに試すことができる手軽さも利用の拡大につながっている。

グローバル市場への展開を見据えた昨今の支援技術開発では、一般向けの ICT をベースとし

た製品開発が、すでに世界の主流となっていることが多数の福祉機器展から読み取れる。コミュニケーション支援の分野では、ここ数年 iOS 端末の関連製品が一気に増えた。こうした早い一般技術の進化の速度に呼応して支援機器提供を行うためには、固定しがちな助成対象品のリストから選ぶのではなく、利用者のニーズと幅広い選択肢のマッチングを柔軟にとらえて最適解を提案することが必要である。それを可能とするスキルを持つ専門家の育成を重視するデンマークに見られるアプローチが、移り変わる支援技術市場への素早い対応を可能にするであろう。

すでに一般技術そのものが、そのアクセシビリティ機能の充実や、多数のアプリの登場により、障害のある人々に直接的に役立つ事例が増えている⁽⁸⁾。また一般向け ICT 利用のリタラシーも利用者間で高まりつつある。これまで専門家が行ってきた、コミュニケーション支援機器のハード・ソフトの入手、設定や調整を、利用者自身や身近な支援者が行える状況が広がることが予想される。しかし、その状況に至った場合でも、対応が難しい重度障害のある人も多数おり、今後利用可能な社会リソースをこうした人々への支援により多く向けることが可能になることが期待される。医療技術が進歩し、一部の障害は軽度化する一方で、これまでは生きることすら難しかった子ども達が生きられるようになった。しかし、それとともに重度重複障害のある子ども達の数が増えている。彼らも含めてこうした重度のコミュニケーション障害を抱える人々のための支援技術・技法に関する専門的知識・技能を備える人材の育成、ならびに彼らの活動の支援が、今後益々重要となると考えられる。

参考・引用資料

(1) USSAAC (2015). Funding,
<http://www.ussaac.org/funding.cfm>

(2) ASHA (2011). Bottom Line:
Reimbursement for AAC Devices,
<http://www.asha.org/Publications/leader/2011/111011/Bottom-Line--Reimbursement-for-AA>

C-Devices.htm

(3) Minnesota Department of Human Services (2015). Augmentative Communication Devices,
http://www.dhs.state.mn.us/main/idcplg?IdcService=GET_DYNAMIC_CONVERSION&RevisionSelectionMethod=LatestReleased&dDocName=dhs16_156515

(4) iTaalk Autism Foundation (2015). 5 Steps to Getting an iPad Covered by Insurance,
<http://www.itaalk.org/resources/fundingsources.html#!5steps/cd92>

(5) Enderby, P., Judge, S., Creer, S., John, A., (2013). Communication Matters – Research Matters: an AAC Evidence Base Beyond the Anecdote Examining the need for, and provision of, AAC in the United Kingdom,
<http://www.communicationmatters.org.uk/beyond-the-anecdote>

(6) Munton, R., (2013). Augmentative and Alternative Communication (AAC) support in Scotland: A review of the research literature and cost benefit analyses,
http://www.rcslt.org/speech_and_language_therapy/docs/aac_finalreport2013

(7) Nordic Centre for Rehabilitation Technology (2007). Provision of Assistive Technology in the Nordic Countries Second Edition.
<http://hmi.dk/media/provisionassistivetechology.pdf>

(8) 魔法のプロジェクト, <https://maho-prj.org/>

合理的配慮の観点から見た機器利用の適格性判断について

近藤 武夫(東京大学先端科学技術研究センター)

1. 合理的配慮とは

障害者は、その様々な困難から、社会参加の機会が得られないことがある。例を挙げれば、視覚障害等により紙の印刷物では教科書、書籍や資料、試験問題、社内文書等を読むことが難しい、電動車いすを利用しているために階段しかない建物に入ることが難しい、聴覚障害により、周囲の他者の音声を聞くことが難しい、

内部障害・疾患があり、服薬や医療行為が頻繁に必要だったり、入院などで継続・安定して学習機会や就労機会へ社会参加が難しいなど、多様な困難が考えられる。合理的配慮とは、こうした障害によって社会参加の機会から排除されないように保障するため、本人や関係者の納得できる範囲で、適切な調整・変更の便宜を図ることである。

本稿では、特定の障害者に、ICT等の機器入手の補助がなされる場合、特に高等教育機関での対応を例にして、合理的配慮という観点では、どのようなポイントに考慮すべきかについて検討することを目的とする。

2. 合理的配慮とその具体的手段の例

合理的配慮として何が行われるのかは、その具体的な手段の例を知らなければ想像しにくい。そこで前段の例について、その具体的な調整手段を考えてみる。視覚障害や肢体不自由、学習障害等により紙の印刷物を読むことが難しくても、もし紙の印刷物ではなく、例えばテキストデータの形で文書を手に入れば、文字を拡大したり、音声読み上げ機能で耳で聞いて読んだり、マウスクリックでページをめくって読むなどの方法で中身にアクセスすることができる。この場合、「障害者からの要望に応じてテキストデータで文書を提供する便宜を図ること」が、合理的配慮を提供する具体的環境調整のひとつとなる。また、電動車いすを利用する学生が、講義棟に入れなかったり、階段しかなく教室の

ある階上に行けない場合も、スロープ設置やエレベーター増設、それが困難なら1階に教室変更したりといった便宜を図ることがある。また、聞こえない・聞こえにくい学生が参加する授業に、手話通訳や文字通訳を提供したり、内部障害のある学生に自己注射などの医療行為のために使える部屋の使用許可、レポート提出期限の変更や出席日数の柔軟化、オンライン授業などで単位互換できる方法があればそれらを認めることなども、合理的配慮の手段の一例となる。

ただし、ここで挙げた障害と便宜の例はあくまでも一例であって、実際には他にも多様な障害と困難に対して多様な方法での便宜が図られる。また、本人と関係者の合意がなければそれは合理的配慮とは呼ばれない。配慮内容を障害ごとに類型化しすぎて合理的配慮の考え方についての誤解が生まれないよう、注意が必要である。

3. 合理的配慮の定義と本質

そもそも「合理的配慮」とは、善意に基づいた思いやりを意味する一般用語ではなく、あくまでも法律用語・概念である点に注意が必要だ。2006年に国連で採択された国連「障害者の権利に関する条約(以降、『権利条約』と略す)」には、合理的配慮の定義が書かれている。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「障害者の権利に関する条約」、日本政府公定訳より

この定義の「変更及び調整」とは、合理的配

慮が、障害者を取り巻く環境や状況を具体的に調整・変更することであるとしている。次に「特定の場合」という表現は、障害者が必要とする変更調整は、個別に異なることを意味している。その障害者の学部や学科、学問領域、本人を取り巻く物的・人的環境などによっても困難状況は大きく左右される。また、同じ視覚障害のある人でも、点字での文書がほしい人もいれば、音声してほしいという人もいる。その本人が求める配慮は何か、すなわち、本人の個別ニーズに基づいて、具体的な調整が行われることが合理的配慮であることを示している。

しかしそうなると、障害者が求めたことは何でも認められなくてはならないのか？という疑問も湧く。そこで、合理的配慮の定義では「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」という文言が置かれている。明らかに道理が通らない調整・変更や、大きすぎる負担を伴うものは、合理的配慮にはあたらないことを示している。

このような背景から、合理的配慮が本質的に意味することが明らかになる。合理的配慮とは、何らかの便宜の提供を求める障害者と、そこに関係する利害関係者が、その便宜の実施の可否と具体的実施方法について合意形成できるように調整するプロセスであると言える。障害者本人や関係者との建設的な対話によって、障害種別の違いや、社会的立場、文化、利害の対立にとらわれず、適切な配慮内容を柔軟に考えていく必要がある。

4. 合理的配慮としての ICT 等の福祉機器利用と今後行うべき準備

前述した内閣府の基本方針では、差別解消法施行に向け、対応要領の策定や環境の整備、相談及び紛争の防止等のための体制整備が求められている。以下に、その体制整備と福祉機器の関連について、今後行う必要のある取り組みをまとめた。

差別禁止と合理的配慮の実施を支援するツールとして ICT 等の福祉機器が提供されること

差別禁止と合理的配慮の実施について、米国や欧州の行政機関や公的教育機関を例にとると、

合理的配慮提供のコーディネートのために、障害者支援部署(Disability Student Service 等と呼ばれる)と担当者を配置しなくてはならず、そこには合理的配慮のリクエストフォームを配置しておく必要がある。この法的義務の背景は、米国の差別禁止法であるリハビリテーション法 504 条または障害のあるアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act, ADA)がある。また、障害者や障害のある教職員からの合理的配慮についての異議申し立てを受け付けるため、リハビリテーション法 504 条では 504 コーディネーターを、ADA では ADA コーディネーターをその機関内に置くことを義務づけている。また学外にも、調停機関として司法や政府公民権局 (Office for Civil Rights) に訴えられる制度があり (渡部, 2007), 何層にも及ぶ権利保障と調停の仕組みがある。障害のある当事者に、決定された合理的配慮の内容についての不服がある場合には、これらの調停の仕組みを通じて異議申し立てを行うことができる。

今後、特別支援の教育リソースを持つ初等中等教育機関以外にも、全国の高等教育機関で、障害者支援の専門性を持った部署が設置されていくことが予想される。これについては日本でも、文科省高等教育局から 2012 年に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ)」が公開され、障害者の受入方針に関する情報公開と、障害者支援担当部署を明確化する必要性が示されており、今後の各大学での進捗が待たれるところである。

大学での合理的配慮を例にとって、本節のテーマについて考えてみよう。大学での合理的配慮や基礎的環境整備として、入学試験、単位認定試験、資格試験への配慮、教科書や図書その他資料、実験・実習、施設・建築物・キャンパスのアクセシビリティ保障、手話通訳、文字通訳の提供等 (Burgstahler, 2012; 近藤, 2012, 2014a, 2014b) と、それに伴う調整が求められることになる。実際のところ、調整には多彩な学内部署・部局が関与することになる。本人と関係者間で利害関係を調整したり、利用可能な学内外のリソースとの接続を行う必要がある点

で、障害者支援業務は、学生本人に相談者がカウンセリングを行うモデルというよりは、むしろソーシャルワークに近いところがある。とは言っても、個々の合理的配慮提供のプロセスにおいて行われる環境整備に目を向けると、ICT等の福祉機器の利用が不可欠な部分が多い。音声読み上げ機器やソフトウェアの提供、PC等の機器をアクセシブルにするためのスイッチ等の福祉機器の提供、日常生活動作を支援する機器の利用など、具体例は多岐にわたる。

また、前述したように、何が合理的配慮として認められるか(適格性があると判断されるか)は、個々の障害者のニーズに基づかなければならない。そのため、これまでに福祉機器提供の判断基準として用いられてきた、障害種別や医学的見地からの重篤度に基づく適格性の判断は、合理的配慮のプロセスにおける適格性の判断とはなりにくい。たとえば極端な仮想例を考えてみよう。全盲だが日常的には文字を読まないことを自分で決めている視覚障害者と、視力に障害はなく、頑張ればなんとか印刷物をたどり読みすることができるが、自宅や大学、職場でも多量の文書を読まなくてはならないディスレクシアのある人を仮想的に比較してみる。一般的な医学的重篤度で言えば、全盲の人の方が障害が重いと考えられがちかもしれない。しかし、音声読み上げ機器・ソフトウェアの主観的かつ顕在的ニーズ(合理的配慮を求めるときに本人が依拠する個別ニーズとなる)は、後者のディスレクシアのある人の方が大きいとも考えられる。異なる個人のニーズの大小は、単純に比較してはならない。しかしここで表現したいことは、医学的重篤度に強く依拠して福祉機器提供の可否を判断することには、このようなニーズの個別性を見過ごす可能性を生じる点に注意が必要、ということである。

合理的配慮を提供することは、個別のニーズ申請に基づいて、個別の状況に応じて決まる法制度となっている。合理的配慮を実現するためのツールとして、ICT等の福祉機器利用が望ましいことから、医学的重篤度だけによらない、個別ニーズ・個別状況に基づいた機器給付の仕組みが必要となる。さらに、大学でのICT利用

を例にとると、たとえば大学入試で音声読み上げやキーボード利用等の可否を判断する場合には、それ以前の教育段階で、その障害のある当事者が学習環境において利用し続けた来歴を、個別ニーズが存在することの重要なエビデンスとして採用される場合がある。このような教育的ニーズなど、事実に基づいた柔軟な判断が合理的配慮の決定には必要とされることも、機器給付の判断のあり方を考える上で考慮に入れる必要があるだろう。

障害当事者からの異議申し立てを調停する仕組みと機器給付

日本の差別解消法でも、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供がある場合、または配慮内容に対する不服があると障害者が考えれば、司法に調停を求めることができる。機器給付に関しても、同様の不服申し立ての対象となることが考えられる。しかし、最初から司法にゆだねる前に、それぞれの自治体内部においても、機器給付についても合理的配慮の観点から、適切な調停ができる仕組みが必須であろう。個人の社会参加機会からの排除を防ぐ権利保障に関わる点や、司法の調停が入る可能性、教職員の懲戒処分を含めた学内での調停が行われる点で類似した法令遵守事項として、各種ハラスメント対応が思い当たる。異議申し立てを調整する仕組みの構築においては、そうしたノウハウを活かした体制整備が望まれる。

障害者支援の専門性を自治体内部に蓄積し、外部機関とも連携すること

前節のような合理的配慮の観点からの福祉機器提供を考える際には、合理的配慮の考え方や実践について、深く理解した専門性が必要となる。また、そのような専門性を育成する外部機関との連携も必要となる。

たとえば、大学での合理的配慮およびその他の障害者支援を担当する部署では、障害や合理的配慮、そして障害者の支援の具体的支援方法について、豊富な知識・理解・経験を持つ専門スタッフの育成が必要である。米国では、AHEAD (<http://ahead.org/> 全米高等教育・障害協会)という数千校の高等教育機関が参加す

る巨大組織があり，毎年のカンファレンス等では合理的配慮に関する最新情報・事例のセミナー等が行われ，各大学のスタッフが合理的配慮について理解したり，事例や具体的配慮方法を知るなどの研修ニーズに応えている。

AHEAD 以外でも，DSSHE-L や ATHEN-List など，大学内の予算を使って，福祉機器を購入し，特定の学生に提供することの合理性（特に一般製品を配慮の目的で購入する場合など）について，個別ケースに基づいて考えたり，情報交換したりといったことも行われるメーリングリストがある。

また，AHEAD は，実践家や研究者が行う優れた実践や研究の成果を蓄積する学会的な機能や，参加大学間の協議により，法令遵守に関するガイドラインを策定する機能などを担っている。日本でも，日本学生支援機構により組織された障害者支援拠点校ネットワークに加えて，高等教育機関による自立的な協議会である「一般社団法人 全国高等教育障害者支援協議会（<http://ahead-japan.org/>）」が全国 42 校の発起を受けて 2014 年 10 月に設立された。高等教育機関が自ら集まって問題意識を共有し，今後の支援のあり方について協議する米国 AHEAD のような機能を果たしていくことが期待されている。

障害のある学生，教職員の参加と，その際の機器利用に関するポリシーを明確にすること

差別解消法では，地方自治体は，対応要領を公開することが求められている。～ の仕組みを作り，自治体としての意思決定や関係者の合意形成を円滑に進めるためには，組織的な承認を得た形で，差別禁止や合理的配慮に基づいた福祉機器提供に関するガイドラインやポリシーを定めることが必要となるだろう。

参考・引用資料

1. Burgstahler, S. (2013) LD のある生徒の社会的成功を促すために - 配慮の提供 移行支援，テクノロジーの利用，ユニバーサルデザインを通して - ，LD 研究，22(1)，10-20 .
2. Higher Education Statistics Agency (2014)

Statistical First Release 197: 2012/13 first year students by Disability.

3. 日本学生支援機構(2014)平成 25 年度(2013 年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査.
4. 近藤武夫 (2012) 読み書きできない子どもの難関大学進学は可能か？ バリアフリー・コンフリクト，東京大学出版会，中邑賢龍・福島 智 (編)，93-111.
5. 近藤武夫 (2014a) 高等教育機関における合理的配慮の現状と今後，リハビリテーション研究，29，207-210.
6. 近藤武夫 (2014b) 図書のアクセシビリティ，情報社会のユニバーサルデザイン，放送大学教育振興会，広瀬洋子・関根千佳 (編著)，213-229.
7. 近藤武夫 (2014c) 教育のアクセシビリティにおける合理的配慮，情報社会のユニバーサルデザイン，放送大学教育振興会，広瀬洋子・関根千佳 (編著)，160-177.
8. 近藤武夫 (2014d) 「思いやり」から「常識」へ ---DO-IT Japan の挑戦，知のバリアフリー「障害」で学びを広げる，嶺重 慎・広瀬浩二郎 (編)，京都大学学術出版会，98-108.
9. U.S. Government Accountability Office (2009) HIGHER EDUCATION AND DISABILITY Education Needs a Coordinated Approach to Improve Its Assistance to Schools in Supporting Students.
10. Vance, M. L., Lipsitz, N. E. & Parks, K. (2014) Beyond the Americans with Disabilities Act. NASPA (Washington, DC).
11. 渡部美香 (2007) 目に見えない障害のある大学生の就学支援：アメリカモンタナ大学の事例，日本障害者リハビリテーション協会，<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/ld/dss.html>